

岩手県告示第 294 号

岩手県保健所使用料等条例の規定による手数料、使用料及び治療料の額（昭和 51 年岩手県告示第 485 号）の一部を次のように改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前	改正後
1～3 [略]	1～3 [略]
4 予防接種等で特に費用を要するもの	4 予防接種等で特に費用を要するもの
(1) [略]	(1) [略]
(2) ふっ素塗布 1回 <u>1,550円</u>	(2) ふっ素塗布 1回 <u>1,510円</u>
5 [略]	5 [略]
6 <u>結核予防法（昭和26年法律第96号）</u> に基づく健康診断及び予防接種を実施者から依頼を受けて行う場合については、1、2及び4の規定にかかわらず、次に掲げる料金とする。ただし、県立学校の学生、生徒及び児童並びに社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号から第4号までに規定する施設のうち県立の施設（肢体不自由児施設を除く。）に入所している者については、無料とする。	6 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）</u> に基づく健康診断及び <u>予防接種法（昭和23年法律第68号）</u> に基づく予防接種を実施者から依頼を受けて行う場合については、1、2及び4の規定にかかわらず、次に掲げる料金とする。ただし、県立学校の学生、生徒及び児童並びに社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号から第4号までに規定する施設のうち県立の施設（肢体不自由児施設を除く。）に入所している者については、無料とする。
(1) ツベルクリン(PPDS)反応 1人 1件 <u>130円</u> 検査	(1) ツベルクリン(PPDS)反応 1人 1件 <u>120円</u> 検査
(2) [略]	(2) [略]
(3) <sup>かつ</sup> 喀たん頭微鏡検査 1人 1件 <u>770円</u>	(3) <sup>かつ</sup> 喀たん頭微鏡検査 1人 1件 <u>750円</u>
(4) <sup>かつ</sup> 喀たん培養検査 1人 1件 <u>1,550円</u>	(4) <sup>かつ</sup> 喀たん培養検査 1人 1件 <u>1,490円</u>
(5) [略]	(5) [略]
(6) 精密検査（赤血球沈降速度測定、 <sup>かつ</sup> 喀たん頭微鏡検査、 <sup>かつ</sup> 喀たん培養検査及び直接撮影を含む。） 1人 1件 <u>3,050円</u>	(6) 精密検査（赤血球沈降速度測定、 <sup>かつ</sup> 喀たん頭微鏡検査、 <sup>かつ</sup> 喀たん培養検査及び直接撮影を含む。） 1人 1件 <u>2,960円</u>
(7) [略]	(7) [略]
備考 [略]	備考 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	